

国民健康保険

国民健康保険(国保)は加入者が保険税を出し合い、病気やけがをした時の医療費に充てる相互扶助の制度です。

▼こんなときは14日以内に届出を！

	こんなとき	届出に必要なもの
共通	表中のすべての手続き	基本セット ①マイナンバー(※1) ②身分証明書(※2)
加入するとき	武豊町に転入した	—
	他の健康保険を脱退した (健康保険の扶養から外れた)	健康保険を脱退した証明書
	子どもが生まれた	—
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
脱退するとき	武豊町から転出する	国民健康保険証
	他の健康保険に加入した (健康保険の扶養になった)	国民健康保険証、 職場の健康保険証
	加入者が死亡した	国民健康保険証、会葬礼状、 喪主の口座がわかるもの
	生活保護を受けるようになった	保護開始決定通知書
その他	町内で住所、世帯主、 氏名が変わった	国民健康保険証
	世帯を分けたり、一緒になった	国民健康保険証
	就学のため町外に住所変更した	国民健康保険証、在学証明書
	保険証をなくした、 汚れて使えなくなった	使えなくなった保険証

※1 マイナンバー:世帯主および対象者全員のマイナンバーカード等個人番号が分かるもの

※2 身分証明書:届出に来庁される人の本人確認ができるもの(免許証、パスポート等)

▼国保に加入する人

職場等の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている人を除き、すべての人が加入します。

▼加入の届出が遅れると

保険証交付前の医療費が全額自己負担になる場合があります。

保険税は加入資格が発生した時点(職場の健康保険の資格喪失日や転入日等)までさかのぼって納めることになります。

▼他の健康保険等に参加したら

脱退の届出が必要になります。

他保険へ加入後に国保で受診した場合、国保が負担した医療費を返すことになります。

▶ 問合せ 役場保険医療課・半田年金事務所 ☎ 21-2375

国民年金

国民年金は、年をとったときや病気・事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた制度です。

▼加入手続きが必要な人

20歳以上60歳未満の学生、自営業者、無職の人で配偶者の扶養(3号被保険者)ではない人は、国民年金に加入します。

会社を退職した際や扶養を外れた際には、国民年金の加入手続きが必要です。年金手帳と身分証明書を持参し、手続きしてください。

▼老後のためだけではありません

国民年金には老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残った時に受け取ることができます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計が維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取ることができます。

▼保険料額 ※毎月の納期限:翌月末日まで

定額保険料	3年度	4年度
1か月あたり	16,610円	16,590円

▼国民年金保険料の納付が難しい場合

経済的に困難なときは、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

未納のままにせず、ご相談ください。

